

株式会社日立エンジニアリング・アンド・サービス「南相馬鹿島風力発電事業」
に係る第二種事業についての判定について

平成25年2月5日
経 済 産 業 省

当省は、株式会社日立エンジニアリング・アンド・サービス「南相馬鹿島風力発電事業」に係る第二種事業について、「発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）」第2条（第二種事業の判定の基準）の規定に掲げる要件のいずれかに該当するか確認した結果、同条第1項第14号の規定に該当し、環境影響評価法（第4条を除く）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があると判定。本日、同法第4条第3項第2号の規定に基づき、株式会社日立エンジニアリング・アンド・サービスに対し、その旨の通知を行った。

また、当省は同号の規定に基づき、同日付けで管轄する福島県知事あてにも同様の通知を行った。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

第二種事業概要等の届出受理	平成24年12月13日
福島県知事意見照会	平成24年12月20日
福島県知事意見受理	平成25年 1月21日

問い合わせ先：電力安全課 田所、日野
電話03-3501-1742（直通）